

北広島町農業委員会会長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

譲受人等
住所（又は主たる事務所の所在地）
南北郡南北町大字南北120

（連絡先：電話番号 082-×××-××××）

職業（又は主たる業務） 農業 年齢 45歳

国籍等 日本 在留資格又は特別永住者 —

氏名（又は名称及び代表者名）
南北次郎

譲渡人等
住所（又は主たる事務所の所在地）
南北郡南北町大字北東326

（連絡先：電話番号 082-×××-××××）

職業（又は主たる業務） 農業 年齢 75歳

氏名（又は名称及び代表者名）
北東三郎

次の農地（採草放牧地）の（に）「所有権」を「移転」したいので、
農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等 北広島町

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者氏名 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況			氏名(名称)	利用 権原	
北東字北東	1206	田	田	1,000	北東 三郎	北東三郎	所有権	
北東字北東	1207	田	田	850	北東 三郎	北東三郎	所有権	
北東字北東	1208	田	畑	240	北東 三郎	北東三郎	所有権	
以下余白								
計 2,090 ㎡（田 2 筆 1,850 ㎡、畑 1 筆 240 ㎡、採草放牧地 — 筆 — ㎡）								

2 土地の引渡しの日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 又は「許可後」「許可あり次第」

農地が複数で記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、次頁の別紙を添付してください

別紙

許可を受けようとする土地の状況等

北広島町

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者氏名 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況			氏名(名称)	利用 権原	
計	㎡(田	筆	㎡、畑	筆	㎡、採草放牧地	筆	㎡)	

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況、機械の所有の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲渡（賃貸）事由

高齢で耕作困難となり、農業後継者もないことから譲渡することとした。 等

譲受（賃借）事由

以前から規模拡大をしたいと考えており、居住地から近いので購入した。 等

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の内容欄は該当箇所に○をすること。）

申請に係る権利の内容	所有権移転 賃借権設定 使用貸借による権利の設定 その他（ ）		
権利の設定又は移転の時期	令和〇〇年〇月	権利の存続期間	永久
売買価格又は賃借料	2,000,000 円		

5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作地等の状況	譲受人等							譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			経営地	自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地 ① (㎡)	貸付地 ② (㎡)	非耕作地 ③ (㎡)	借入地 ④ (㎡)	貸付地 ⑤ (㎡)	非耕作地 ⑥ (㎡)	①+④ (㎡)	⑦ (㎡)	⑧ (㎡)	⑨ (㎡)	⑩ (㎡)
地目区分											
田	15,000	—	—	25,000			40,000	3,000		500	0
畑	4,000			3,000			7,000	500			0
樹園地											
計	19,000			28,000			47,000	3,500		500	0
採草放牧地											

非耕作地

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
		所有地 借入地				

6 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地	必要な農作業時間
作付（予定）作物	稲	ねぎ	大根	白菜			
権利取得後面積	41,850 ㎡	2,000 ㎡	2,000 ㎡	3,240 ㎡	㎡	㎡	

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）等の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況（法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験	農作業従事日数	備考
本人 世帯員等 (構成員)	南北 次郎 花子 彩花 太郎	45 42 17 72	本人 妻 子 父	農業 会社員 学生 農業	農作業歴 20 年 技術就学歴 2 年 農作業歴 50 年	300 日 100 日 20 日 200 日	
常雇							
農作業委託 季節雇 臨時雇	年間延べ 50 人						
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						自宅から徒歩 5 分	

8 配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する）

市町	氏名	住所地、拠点となる場所等
〇〇市	〇〇	〇〇市

9 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況

	大農機具						家畜		
種類	トラクター	耕運機	田植機	乾燥機	コンバイン	草刈機			
確保済み数量	(1)	1	1	1	1	1			
導入予定数量		1							
導入のための資金繰り：自己資金									

10 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙 4 記載し、添付する。）

11 信託契約の内容（農地法第 3 条第 2 項第 3 号関係）
信託の引受けによる権利の取得： 有 無

12 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第 3 条第 2 項第 5 号関係）
転貸による権利の取得： 有 無

13 周辺地域との関係（農地法第 3 条第 2 項第 6 号関係）
権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

周辺の経営体の農地の集積の取組みへの影響はありません。また、農薬については、防除基準に従って行います。

14 その他参考となるべき事項

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	〒***-*** 南北郡南北町大字南北 1 2 0	氏名 南北 次郎	
電話番号	082-×××-××××	自宅 勤務先（名称	）

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。
2 照会に応答する者が法人の場合は「氏名」に担当者名、「名称」に法人の名称を記載すること。

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ ☒ 無
②第4条（農地の転用の制限）	☒ 有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ ☒ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ ☒ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ ☒ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ ☒ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ ☒ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ ☒ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容
令和〇〇年△月	自己所有地の土地が農地と知らずに住宅を建築した(追認許可済)。 等

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
☒ 有 ・ 無	令和〇〇年□月	3条許可で取得した農地を同年内に貸し付けた 等	農業機械が破損し、当該年内の営農が不可能となったため 等

(記載要領)

- この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載する。
- 1の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載する。
- 1の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載する。
- 1の(1)及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載する。なお、1の(1)については、違反状態が是正されたものも含めて記載する。
- 1の(2)、(3)及び(4)については、許可申請日現在の状況を記載する。

(1) 農地法
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） ・農業委員会の許可を受けずに、農地の所有権移転、賃借権等の権利設定等を行っていないか。 ・偽りその他不正な手段により許可を受けていないか。
②第4条（農地の転用の制限） ・農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外の用途にしていないか。（一般承継人、工事請負者、行為の下請人を含む） ・過去に受けた許可の付した条件に違反していないか。（一般承継人、工事請負者、行為の下請人を含む） ・偽りその他不正な手段により許可を受けていないか。
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限） ・農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外の用途にしていないか。（一般承継人、工事請負者、行為の下請人を含む） ・過去に受けた許可に付した条件に違反していないか。（一般承継人、工事請負者、行為の下請人を含む） ・偽りその他不正な手段により許可を受けていないか。
④第42条（措置命令） ・所有する農地において、周辺地域の営農条件に著しい支障を生じさせる等により、町から措置命令を受け、それに従っているか。
(2) 農業振興地域の整備に関する法律
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限） ・農業振興地域内の農用地区域内において、町の許可を受けずに開発行為を行っていないか。
②第15条の3（監督処分） ・開発行為について、町の許可を受けずに行ったもの、許可に付した条件に違反したもの、その他不正な手段により許可を受け開発行為を行ったものについて、町から中止命令等を受け、それに従っているか。
(3) 種苗法
①育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照） ・品種登録を受けている品種等の権利を侵害していないか。
(4) 農薬取締法
②第24条（使用の禁止） ・農薬取締法で使用が禁止されている農薬を使用していないか。